

2025.6.25
第95号



編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

令和家族考 95《公正証書遺言をめぐる諸問題》1ー3頁
アラカルト 95《少年院の職員と在院生のつながり方：それぞれの時代を反映して》4ー5頁
海外トピックス 95《小児期逆境体験（ACE）の研究と実践の動向》6ー7頁

◆令和家族考 95

公正証書遺言をめぐる諸問題

遺言は、遺言する方が、自分の死後、家族や親族に自身の財産等を引き継ぐためのものですが、残される家族等への思いも込められた大切なメッセージでもあります。遺言の中でも法的な効力や信頼性の上で間違いのないものが公正証書遺言ですが、今号の令和家族考では、裁判官及び公証人としての経験が長く、現在当団体に所属する綿引穰会員に、公証人として公正証書遺言作成の相談を受けるなかで感じられた遺言作成を巡る諸問題について分かりやすく紹介していただきました。遺言作成上の法的な問題点だけでなく、現代社会の家族関係、親族関係の様々な実相が示されています。

筆者は、平成28年から令和4年までの間、公証人の職にあり、その間、多数の公正証書遺言を作成しました。その間、いろいろ考えさせられる事案もありましたので、読者のご参考までに、思いつくままに、いくつか紹介したいと思います。

1 跡継ぎ遺贈

一旦、特定の人に相続させ、又は遺贈することとするが、当該人が死亡したときは、さらに次の特定人に遺贈するとする遺言（跡継ぎ遺贈と呼ばれています。）をしたいと希望する人がいます。不動産を分散させずに承継させたいとか、会社の支配権を特定人に承継させたい又はさせたくないということなどが理由であると思われます。特異な例としては、夫婦の一方が死亡したときは、他方に不動産を相続させるが、その者が

死亡したときは、当初の遺言者の縁者に不動産を戻すということを考える例があります（遺言の効力発生時に相続人や受遺者が死亡していることに備えて予備的に別途相続人や受遺者を指定しておくいわゆる予備的遺言とは異なります。）。本家の不動産は本家に帰属させたいということです。筆者の執務していた公証役場の付近には、徳川時代初期から続いている旧家が結構あって、そういう旧家の中にはそのように考える人がいるものかと思ったことがあります。

このような希望について相談があれば、専門家であれば信託等を考えると思いますが（それはそれで問題がないとも言えませんが）、専門家に相談することなくその関与がない状態で作成された自筆証書遺言で、それらしい遺言がされていることは十分に考えられます。もっとも、これについては、相続人や受遺者が死

この冊子は、宝くじ[®]の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



亡するまでは多くの場合、時間的間隔があるし、その記載が明確でなければ無視されることも考えられるうえ、利害関係人がいなければ、そのとおり実行されるかも定かではありません。

なお、このような遺言の効力についての裁判例は見当たりませんが、筆者はその効力について質問されたことがあります。問題は、公正証書遺言です。公証人の意見としては、可能であるとするのが多いようですが（公証人会作成の文例集にも記載があります。）、その効力が定かでない遺言を作成することは、公正証書遺言に対する信頼を低下させるので、筆者は反対です。特定の財産に、新たに法律にない負担を課する意思表示が有効であるか、その負担があることをどのように公示するのか、その遺言に反する処分行為の効力はどうか等の問題があるでしょう。このような問題があるのに、安易に跡継ぎ遺贈の条文を含む公正証書遺言を作成することは慎むべきではないでしょうか。

したがって、そのような公正証書遺言を作成するのを避けるのが実務的と思いますが、作成されたときは、相続人や受遺者が死亡したときに利害関係人が話し合って解決を目指すしかないと思われます。

筆者は研究したことはありませんが、不動産登記や株主名義の書換え等を行うことが困難なのではないかと思います。

2 推定相続人の廃除

相続においては遺留分の制度がありますが、いろいろな事情から遺留分権利者であっても一円も相続させたくないという人もいます。法律は、この場合について遺留分の権利を消滅させる制度（推定相続人廃除、以下「廃除」といいます。）を用意していて、遺言でも廃除の意思表示をすることができることになっています。

廃除は、生前に家庭裁判所に申立てができることになっていますが、直接申立てをして争いたくないと思うのか、遺言で廃除の意思表示をしたいという人がいます。自分が死んだ後の手続だから気楽に考えているのかもしれませんが、多少無責任な気がします。

廃除は遺留分権利者の権利に対する重大な侵害ですから、当然ながら廃除すべき事由は遺言者に対して相当背信的である必要がありますし、その証明資料も必要ですが、そのことを考えている人は少ないのです。廃除の申立ては遺言執行者がしなければなりません、

その負担も無視できません。遺言執行者に指定された人は遺言にかかわらず、遺言執行者に就任しないこともできますが、相続人になっている人はそうもいかないでしょう。

筆者は、そのような相談があったときは、遺言者に家庭裁判所が廃除を認めてくれる程度の具体的事由があるかを聞いて、認められる可能性がありそうな場合（ほとんどありませんでした。）は、生前に資料があるうちに申し立てをしたらどうですかとアドバイスしていましたが、申立てをした人もいなければ、遺言書に廃除の意思表示を記載してくれという人もいませんでした。

なお、筆者は家庭裁判所裁判官の勤務経験はありませんが、廃除の申立て、審査等に関与したことはありません。公表されている廃除が認められた事案をみても、相当の背信的事由があったものばかりです。

3 無能力者等の相続

相続人に知的障害があつて財産管理ができないときは、本来は後見人を選任することになりますが、後見人を裁判所が選任するときには、申立人が希望し、推薦する人間が選任されるとは限りません。むしろ、親族等は選任されないことも多いと思われます。これに対して、裁判所が選任した後見人が親身になってくれないのではないかという不安も結構多いようです。

そこで、これを避けるために、当該相続人には相続をさせず、当該相続人以外の人物に遺産を全部相続させ、または遺贈するとして、当該相続人の身上介護をすることを相続や受遺の条件とする遺言をしたいという例があります。しかし、このような条件は当然ながら内容を明確にすることが困難です。当該相続人が死亡するまでの間、毎月一定額を交付せよというような内容でも確定額を明らかにすることができない以上、条件とすることは難しいと思います。したがって、遺言者がそのような希望であるということを遺言の本文でないところに記載することが普通ですが、このような遺言が真に遺言者の希望に沿うものであるかは悩ましいところです。他に手段が思いつかない以上、できるだけ遺言者の希望に沿うような遺言にする方向で遺言を作成しますが、遺言者が死亡した後どのようなことになったかを確認できないので、できれば、遺言者死亡後も責任をもってくれる専門家に相談してもらいたいと思うこともありました。

なお、他者あるいは親族との関係を拒否する相続人

(いわゆる引きこもり等)についても同様の問題があります。この場合は、普通に遺言して、その後は遺言執行の問題とするのが普通かと思いますが、遺言者によっては、他の相続人や受遺者に責任を負わせるような遺言を希望する遺言者もいます。その希望をどこまで遺言に反映させるかは悩ましいところです。

4 ペット問題

最近、犬や猫等のペットは寿命が長くなっており、ペットの種類によっては、飼い主よりも長生きする可能性の高いペットがいます。ペットを心のよりどころとしている人は、自分が死亡した後、ペットをどうすればいいか悩んでいる人が結構います。自分が元気なうちにペットを引き取ってもらうのは問題がありません。いろいろな事情でペットの飼育ができなくなったときにペットを引き取ってくれる団体は、公的なものを含めてある程度存在します。

しかし、自分は死ぬまでペットを飼いたいし、死んだ後もペットに手厚い保護を誰かにしてもらいたいとなると、あまり適当な手段はなさそうです。

そこで、誰かに財産を遺贈して、その遺贈にペットを引き取ることを条件とする遺言をしたいという人がいます。この場合、ペットを引き取ることを遺言の効力発生の条件とすることは可能であろうと思われますが(ただし、ペットの特定は難しい。)、その後ペットが死ぬまで飼いつけることを条件とすることはできないと思われます。遺言の効力発生時に遺贈が効力を生じるとすると、その後ペットを飼いつけることを遺贈との間に関連付けることが難しいからです。したがって、遺言者死亡時にペットを引き取ったとしても、その後にペットを飼いつけなくても遺贈は成立するということになります。そうすると、結局は、引き続き飼いつけてくれるという人を信頼して遺言するしかないと思われますが、そのような遺言は、信頼関係を築ける人を見つけられるかどうかにかかるということになるのではないのでしょうか。

5 配偶者の介護と遺言

自分が死亡したときに残った配偶者が自力で生活できるかが不安であるということから、当該配偶者に、現在、能力があるかどうかと関係なく当該配偶者ではなく、他の相続人や受遺者に財産を残し、その相続人や受遺者に当該配偶者の生活を支えることを条件とす

る遺言をしたいと希望する人がいます。遺言の効力発生時に当該配偶者が認知症等で自立できないときには、成年後見人を指定してもらう等の手段もありますが、(申請してもらえるかも分からない)見知らぬ他人に任せることに抵抗がある人もいることは理解できます。この場合、多くは子どもにその義務を負わせることを考えるのですが、問題は、このような遺言をした場合、その義務を履行するためにする遺言により事実上、法律上の実効性が生じるかどうかです。子どもが親の面倒をみることは望ましいことですが、すべての親子がそうとは限りません。そして、ペットと違い、当該配偶者は、権利義務の主体なので、この問題は、ペットの問題とは別に考える必要が生じるでしょう。この点、定期的に一定額を交付せしめることを財産移転の条件とすることは考えられますが、交付期間を当該配偶者の死亡までとすると、いつ財産移転の効果が生じるのか、その間に受遺者なり相続人が死亡したときはどうするのか等の疑問が生じますし、仮に支払をしなかったときはどうなるのかも判然としないといわざるを得ません。また、税法上の取扱いはどうなるかの疑問もあります。したがって、このような方策はできれば避けたいと思います。このような問題を避けるためには、信託手続を考える方がいいのではないかと思います。行政書士、司法書士等の専門家に相談することを公証人の側から勧めるというのも若干悩ましいところです。

6 夫婦で互いに相手方を相続人とする遺言

夫婦で互いに相手方を相続人とする遺言を希望することはよくあることです。作成する動機はいろいろあると思われますが、この場合、ほぼ一方の遺言は空振りになります。先に死亡した配偶者の遺言は有効ですが、残された配偶者の遺言は、効力発生時には受遺者は死亡してしまっているからです。そこで、そのような場合に備えて予備的に受遺者を指定しておくことが一般的です。

問題は、そのような受遺者の特定ができるかどうかです。予備的受遺者は、受遺できるかどうか不明ですから、予備的受遺者に連絡することに躊躇する遺言者がいるのです。最近個人情報取得することが難しくなっているため、身分関係によっては、本人に連絡せず戸籍を取得することができないことがあります。結局、空振り覚悟で遺言書を作成することになることが多くなってきているように思われます。

少年院の職員と在院生のつながり方

— それぞれの時代を反映して —

公益財団法人矯正協会 矯正研究室上席研究員 菅野哲也

少年院は社会規範から逸れてしまった子どものやり直しのために社会が望みを託すところです。少年院内で、少年と正面から向き合い、少年の人生に深く関わるのが教官です。教官が、社会の変化に応じながら、情熱と使命感を持って少年たちに接してきた姿について、矯正教育に長く携わられた矯正協会上席研究員の菅野哲也氏から紹介していただきました。

1 プロローグ

「記憶2…少年たちの追憶と贖罪」*¹というドキュメンタリー映画をご存じでしょうか。元レディースの総長で少年院経験者でもある中村すえこさんが監修監督した作品で、女子少年院在院生の心の中を描いた前作「記憶」の続編（男子少年版）になります。昨年立教大学で上映会とトークセッションがありましたので、筆者はこれに参加してきました。考えさせられるシーンが少なくない中、親から虐待を受け続けて否定的自己像にとらわれ、「自分はもうダメかもしれない」と自殺企図に及んだ男子少年との対話のシーンで、「信頼できる大人はいる？」との中村さんの問いかけに、「少年院の先生」と少年が答えた場面があります。「それは私と全く違う。本当なの？私の場合、少年院の職員は…敵だった」と強く問い返す中村さんに、「少年院の担任の先生は話を聞いてくれる」、「信頼できる」と少年は答えるのでした。この差は在院生のキャラクターによるのか、教官のアプローチによるのか、それとももっとほかに理由があるのか、あれこれと逡巡してまともらなかった思いを、この場を借りて整理してみたいと思います。

* 1 2023年12月に完成したドキュメンタリー映画 制作 一般社団法人 記憶製作基金事務局

2 時代の変化の影響

非行少年の変化を、社会状況や経済状況、あるいは準拠する仲間との関係性から解説する「少年犯罪〈減少〉のパラドクス」（2012、土井隆義）を読むと、日本が経済成長に向けて躍起になっていた昭和後期は、「生活水準の向上」という共通性の高い目標が家庭・学校・社会で優先され、条件の良い進学や就職を果たすようにとの強いプレッシャーが、時に若者の心にひずみを生じさせていました。社会的上昇の切符を手に入れ損ねた若者は、圧力をかけ続ける社会に強く反発して、「大人への反抗」という非行下位文化を共有す

るに至ります。中村さんが暴走族として文字通り「走り抜けた」1990年代は、このような社会構造の最後の時期に当たり、少年たちは警察・教師・親といった権威・権力を象徴する存在との対決姿勢を前面に打ち出していました。少年院の教官も大人集団の一部と認識され、それが中村さんの発言、「少年院の職員は…敵だった」につながります。

昭和が終わり、平成・令和と日本の社会はポストモダンイズム期に入り、社会全体の流れとして伝統的な枠組みからの離脱・方向転換が加速化します。少年たちは「選択の自由」を手にして各自の好みにより将来像を描くことができるようになりました。伝統や社会的な規準に依存することなく自分の行動を自分で決定していくことは、人間関係の構築においても、かつてのように制度的な枠組み、すなわち、地域、学校、学級、部活動などに依存せずに付き合う相手を自分の感覚で選べる自由を手に入れたことになります。ところが、自由には必ず責任が伴い、やがて少年たちは自分が友達として選んでももらえないリスクを抱えていることに気づかされます。軽やかで楽しい人間関係を楽しむ級友のかたわらで一人たたずむ孤独感は、「同じクラスだから」、「同じ部活だから」、あるいは「同じ地域で育ったから」といって知り合い、助け合った前時代の友人関係とは異なります。

現在の少年院には、家族や友人から孤立した在院者が少なくなく、おのずと少年院の教官の役割はコミュニケーションの活性化や信頼関係構築に重点を置いたものになります。動機付け面接法（Motivational Interviewing）やオープンダイアログなど、対話の促進・深化に役立つ手法に興味を抱く教官が増え、「日本動機づけ面接学会」の招へいで来日したウィリアム・ミラー博士（Dr. William Miller）が、筆者の勤務先の矯正協会でも特別講演を行った際には、遠方の少年院から手弁当で教官が参加していました。講演の中でミラー博士は、特定の心理療法や指導技法の壁を

越えて、個と個の関係性の構築において重要な姿勢、すなわち相手の気持ちに共感しようとする姿勢、相手に敬意を払い、その自律的・自発的な判断を尊重する姿勢が人を変える、と何度となく強調していました。少年院の教官たちがこのマインドをもって少年たちと向き合おうとしているところが、先ほどの「少年院の担任の先生は話を聞いてくれる」、「信頼できる」という発言につながるのだと思います。

3 変わらないマインド

このような教官の興味関心は過去の少年院でも見られたのでしょうか。ここ数年の家庭裁判所の少年事件新規受理件数は5万件台で推移しておりますが、1960年代には100万件を超えていた時期がありました。逃走や暴動が頻発し、インフォーマルグループにより少年が集団化して荒れるという、少年院にとっては非常に苦しい時代でした。そのような中で小和田元彦という少年院長は、日本の状況と似た米国の少年院を立て直したスラブソン (Slavson, S. R.) の著作に触れ、集団力動（個人の思考、行動、価値観に影響を及ぼす集団の相互作用）を活用したグループセッションを軸に、少年たちと冷静に向き合い、傾聴し、信頼関係を築く姿勢を示すことの重要性を痛感させられます。とは言え過剰収容下にあっては、そのままスラブソン流を導入することは得策とは言えず、小和田は施設の秩序を厳然と保つ姿勢を示しながら、折を見て職員にスラブソンの基本的な考え方を伝え、職員の理解が深まるのを待つというダブルロール的なアプローチを続けていました。最終的に、集団力動を活用したグループは「集会活動」という日本の少年院の中で特色あるプログラムの一つに発展して、施設の安定化に大きく寄与することになりました。

1970年以降、少年院の過剰収容はおおむね解消して施設が安定するようになり、1977年には教育の個別化や、少年院の処遇内容の特色化などを定めた通達（法務省矯正局長依命通達）「少年院の運営について」が出されて、少年院の近代化に向けた変化の時期を迎えます。ただ、このころは暴走族の構成員が過去最高の42,510人を数え（1982年）、家庭裁判所の少年事件新規受理件数も60万件前後で推移するなど、戦後第2のピークを迎えていたことから、変化のプロセスは決して容易なものではありませんでした。

少年院の教育現場に大学の研究者が入り、少年と教官のやりとりを直接観察・分析した「現代日本の少年院教育」という本が名古屋大学出版会から2012年に出版されていますが、その中に、在院生の日常生活から内面の深まりを読み取る教官の力量を、少年院教育における「謎」と表現した部分があります。なぜ、

何気ない所作と話しぶりの観察だけで、うわべだけでもっともらしい受け答えをしているかどうかを見極めることができるのか、という点が「謎」だったようです。少年院という集団生活の場では対人関係上のトラブルが多く、これへの対処として、1970年ころから在院者全員に「個別担任」と呼ばれる教官を割り当ててなっています。一対一で在院者と向き合い、個別面接を重ね、心情が安定すると集団に戻すというプロセスを繰り返す中で、教官たちは少年の内面を理解し、それらを言語化して整理することを助け、生き方の軸とも言える「ナラティブ」（自分が何者なのかという、自分自身の価値や生き方に関する物語）の修正へと進む実践知を身に付けてきています*2。同書を読むと、1970年以降進めてきた個別的な処遇という手法が定着し、うまく機能しているように思います。

*2 広田他 (2012, pp122-127) には「怒られた」という表現を頻繁に使う少年の例が出ている⇒「怒られた」と感じて取り乱す少年との面接から、過去の経験（母からの虐待）と教官の指導を結び付けて「怒られる」と感じやすい点と、「怒られた」内容には、本人の適切な能力や行為を認めて励ますものも含まれている（例：「怖がらないで、自信をもって、自分でやってみよう」という激励など。）点が明らかになった。存在が否定されたのではなく、能力や行為の修正に対する指導だったと理解できるようになると、「自分は駄目」と否定する物語の書き換えが進んだ。

4 まとめにかえて

少しきれいにまとめすぎた感がありますが、実際の現場はもう少し混沌としています。少年の防衛的な構えや攻撃的な言動に手を焼くケースは少なくなく、内面の理解を進めるために日々手探りをしているというのが現実でしょう。時代により教官と少年の関係性は変わりますが、教官側の基本的なマインド、すなわち、ミラー博士が言う「相手の気持ちに共感しようとする姿勢、相手に敬意を払い、その自律的・自発的な判断を尊重する姿勢」は変わらず、このマインドをもって在院生とのつながり方を探り続けているところは、時代を超えて共通する教官の姿だと思います。

参考文献

- 土井隆義 (2003) 「〈非行少年〉の消滅—個性神話と少年非行」 信山社
- 土井隆義 (2012) 「少年犯罪〈減少〉のパラドクス」 岩波書店
- 中村すえこ (2020) 「女子少年院の少女たち—『普通』に生きることがわからなかった」 さくら舎
- 広田照幸、古賀正義、伊藤茂樹編・著 (2012) 「現代日本の少年院教育—質的調査を通して」 名古屋大学出版会
- 犯罪白書 令和元年版
- スラブソン (Slavson, S. R.) 著・遠藤辰雄他訳 (1953) 「創造的集団教育」 刑務協会
- スラブソン (Slavson, S. R.) 著・遠藤辰雄他訳 (1958) 「分析的集団心理療法」 誠信書房

小児期逆境体験（ACE）の研究と実践の動向

大阪大学大学院人間科学研究科 准教授 三谷はるよ

昨今、メディアで活躍する芸能人が、自身が育った厳しい家庭環境を乗り越えてきた経緯について赤裸々に語ることがあります。しかし、過酷な子ども時代の体験がその後の心身の健康に影響を及ぼし、人知れず生きづらさの問題を抱えることも少なくないようです。社会もそうしたことに着目し、予防や対策を講じる必要が考えられるようになってきました。今回は、大阪大学大学院の三谷はるよ准教授に、ACE（エース・子ども期の逆境体験）についての世界的な状況についてご紹介いただきました。

1 ACE研究の経緯

ACE という概念は測定可能であり、測定されたACE スコアがその後の人生における疾病、依存行為、社会経済的問題などと関連することが、ACE 研究の中核的な論点となっています。

ACE スコアは、調査対象者が18歳までの経験を回顧し、該当する逆境体験の数を加算して算出されます。多くのACE 研究では、次に挙げる10の逆境体験項目が用いられます（表1 参照）。

ACE という概念は、一人の内科医の気づきから発見されました。アメリカに住むV・フェリッティ氏は、自身の肥満専門クリニックで減量プログラムを実施する中、減量に成功しない患者一人ひとりと面談を重ねました。その結果、患者の半数以上（286人中55%）に幼少期の性的虐待の被害があることが判明し、さらに深刻なネグレクトや家庭内暴力（DV）への曝露など、過酷な生育環境の存在も明らかになりました。

表1 ACE項目

1	親や同居する大人が、あなたを叩いたり殴ったりした	身体的虐待
2	親や同居する大人が、あなたを罵倒したり侮辱したりした	心理的虐待
3	5歳以上年上の人や大人が、あなたに性的に触れたり、性行為を強いたりした	性的虐待
4	あなたに十分な食事や衣服を与えたり、医者に連れて行ったりしてくれる大人がいなかった	身体的ネグレクト
5	あなたを安心させ、守ってくれる大人がいなかった	心理的ネグレクト
6	両親が、別居または離婚をした	親の離婚・別居
7	親や同居する大人が、叩いたり殴ったり、殴り合ったりしていた	近親者間暴力
8	アルコール問題を抱える人や、薬物を乱用する人と同居していた	家族のアルコール・薬物乱用
9	うつ病や精神疾患、自殺願望のある人と同居していた	家族の精神疾患・自殺
10	服役していた、または服役を言い渡された人と同居していた	家族の服役

注：上記に対する「はい」の合計がACEスコア（0-10）
出所：三谷（2023：15-16）

フェリッティ氏は、肥満の背景に逆境的小児期体験（ACE）があるという仮説を立て、1990年の全米肥満学会で発表しました。当初は大きな反響を受けましたが、疾病予防管理センター（CDC）の疫学者の理解を得て、ACE と健康との関連を調べる大規模な調査の実現につながりました。

1995年から1997年にかけて、世界初のACE に関する大規模調査（ACE Study）が1万7千人の成人を対象に実施されました。その結果、ACE が1つでもある人は全体の6割以上に上り、ACE スコアが0から1、1から2と上がるごとに、慢性疾患（心疾患、糖尿病、依存症など）や問題行動のリスクが段階的に上昇することが明らかとなったのです。例えば、ACE スコアが4以上の人は、スコア0の人と比べて、虚血性心疾患のリスクが2.2倍、脳卒中が2.4倍、がんが1.9倍、薬物使用が10.3倍、自殺未遂が12.2倍高くなるといった結果が報告されました^{（注1）}。

フェリッティ氏らによる1998年の論文は、現在では1万2千本を超える論文に引用されています。主要な死因となる病気の背景に、人生初期の「育ち」の問題がある——。この見過ごされてきた事実が、医学界の常識を覆し、国際的にも大きな反響を呼んだといえます。

2 ACE研究の展開

ACE 研究は、その後急速なスピードで国際的かつ学際的に進展を遂げています。2025年4月現在、研究データベースで「adverse childhood experiences」とタイトル検索すると、4,000件を超える論文が見つかります。2024年だけで約550本、一日に1～2本のペースでACE に関する論文が発表されています。

公衆衛生学や疫学では、ACE が慢性疾患や寿命短縮に与える影響についての研究が蓄積されています。神経科学では、ACE が脳やストレス反応システムに与える影響のメカニズムが解明されつつあります。発

達心理学や臨床心理学では、ACE と子どもの発達・行動、精神的問題との関連が研究されています。社会学では、ACE が非行や社会経済的地位 (SES) に与える影響、人種や性別による差異が分析されています。また、教育学、看護学、ソーシャルワーク分野では、ACE の予防や介入方策が検討されています。研究の多くはアメリカ発ですが、実証研究はすでに60カ国に広がっています^(注2)。

ACE は、子どもの成育環境がライフコース全体に与える影響を理解するための共通言語となり、分野や文化を超えた多角的な研究を促進し、各国の社会政策にも大きな影響を与えています。

3 日本における ACE の実態

日本では、2010年代から日本人を対象としたデータによる英語論文が発表されるようになりましたが、ACE に関する研究知見が日本の一般社会に広く伝わる機会はほとんどありませんでした。筆者は、これこそ多くの人々が知るべき重要な事実だという問題意識から、一般向けの新書『ACE サバイバー——子ども期の逆境に苦しむ人々』(筑摩書房、2023年)を刊行しました。これは日本人が日本社会の ACE について著した最初の書籍です。

本書では、日本の成人約2万人のデータを分析し、ACE が1つでもある人が約4割に上ること、そして ACE スコアが高い人ほど、身体的・精神的疾患だけでなく、低学歴、失業、貧困、社会的孤立、育児の不調など、成人期の幅広い困難と関連することを示しました。これにより、「見えにくいマイノリティ」としての ACE サバイバーが、日本社会においても人知れず生きづらさを抱えながら、適切な支援を受けていない現状を浮き彫りにしたのです。こうした知見から、ACE サバイバーの存在を前提とした社会づくり、そして ACE を予防するための社会づくりが喫緊の課題だと訴えています。

4 世界で広がる ACE ムーブメント

ACE 研究の発祥国アメリカでは、疾病予防管理センター (CDC) を中心に ACE 問題の啓発と取組が積極的に進められています。2009年以降、BRFSS (行動危険因子監視システム) というサーベイランスシステムにより、州ごとの ACE データが公的に収集され、地域別の ACE 経験者の実態が把握できるようになりました。2020年には CDC が初めての ACE への対応戦略「ACEs prevention strategies (ACE 予防戦略)」を発表し、4つの目標 (①サーベイランスの強化、② ACE 研究の支援、③各アクターへの技術支援の提供、④啓発) を掲げました。2023年には、

CDC が ACE を予防し PCE (小児期の肯定的体験) を促進する取り組みへの資金提供プログラムを開始しています。

欧州で特に ACE への取り組みを積極的に展開しているのがスコットランドです。2017年、ドキュメンタリー映画『レジリエンス』の全国ツアーが幅広い層の関心を集め、これを機に国会議事堂での上映会が開催され、超党派ワーキンググループが設立されました。そして早速、2018~2019年度の政府計画に、ACE の予防・緩和、回復の支援が盛り込まれました。2018年には ACE について学べる無料デジタルリソースを提供する民間の共同イニシアティブ ACE-Aware Scotland が発足し、2020年にはスコットランド成人人口における ACE データセットが公開されました。2023年には国家トラウマ変革プログラム (NTTP) が始まり、政府資金により、国の労働力全体にトラウマインフォームド^(注3)な実践に取り組むための学習リソースが提供されています。

このように、諸外国では ACE ムーブメントと呼べる状況が広がっています。ACE やトラウマの影響が広く認識され、当事者への理解促進と回復支援のため、特に支援者向けの学習機会が提供されています。また、効果的な支援実践のため、誰にどうアプローチすべきかを把握する大規模な ACE データの収集も確立されています。

筆者は ACE 研究者として各地で講演やセミナーを行っています。日本ではまだ ACE 問題の認知度が低いと実感しています。しかし、拙著^(注4)に高い関心を寄せる人々に接し、当事者にとっても支援者にとっても切実な問題だという確信も強めています。欧米の模倣ではなく、日本に適した方法で、ACE サバイバーが人生で負う不利益をいかに軽減できるか、対話と実践を加速させる時期に来ているのではないのでしょうか。

注1 Felitti, V. J., Anda, R. F., Nordenberg, D., Williamson, D. F., Spitz, A. M., Edwards, V., & Marks, J. S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults. The Adverse Childhood Experiences (ACE) Study. *American Journal of Preventive Medicine*, 14(4), 245-258.

[https://doi.org/10.1016/s0749-3797\(98\)00017-8](https://doi.org/10.1016/s0749-3797(98)00017-8)

注2 Karatekin, C., Mason, S. M., Riegelman, A., Bakker, C., Hunt, S., Gresham, B., Corcoran, F., & Barnes, A. (2022). Adverse childhood experiences: A scoping review of measures and methods. *Children and Youth Services Review*, 136, 106425.

<https://doi.org/10.1016/J.CHILDYOUTH.2022.106425>

注3 ト라우マインフォームドケア (Trauma-Informed Care) は、トラウマが個人に与える影響を理解し、その影響を考慮して支援やケアを提供するアプローチ

注4 三谷はるよ「ACE サバイバー——子ども期の逆境に苦しむ人々」ちくま新書、2023.5



消防団防災学習



宝くじ桜



移動採血車



宝くじドリームジャンボ絵本

宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、
公園整備、教育及び社会福祉施設の
建設改修などに使われています。



一輪車



青色回転灯装備車



検診車



パブリックアート



滑り台広場

